

広島県公安委員会公告第 17 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和 7 年 2 月 3 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 日程及び場所

(1) 東城国際射撃場

番号	日 程	場 所
1	令和 7 年 4 月 24 日（木）	広島県庄原市東城町川東字恵谷山70番地 5
2	令和 7 年 5 月 22 日（木）	
3	令和 7 年 6 月 19 日（木）	
4	令和 7 年 7 月 17 日（木）	
5	令和 7 年 8 月 21 日（木）	
6	令和 7 年 9 月 18 日（木）	

(2) 甲山国際射撃場

番号	日 程	場 所
1	令和 7 年 4 月 22 日（火）	広島県世羅郡世羅町大字川尻454番地14
2	令和 7 年 5 月 27 日（火）	
3	令和 7 年 6 月 24 日（火）	
4	令和 7 年 7 月 22 日（火）	
5	令和 7 年 8 月 26 日（火）	
6	令和 7 年 9 月 30 日（火）	

(3) 広島国際射撃場

番号	日 程	場 所
1	令和 7 年 4 月 15 日（火）	広島県安芸高田市八千代町向山字大原60番地12
2	令和 7 年 5 月 13 日（火）	
3	令和 7 年 6 月 10 日（火）	
4	令和 7 年 7 月 8 日（火）	
5	令和 7 年 8 月 5 日（火）	
6	令和 7 年 9 月 9 日（火）	

2 受付及び開始時間

全日程とも、受付時間は午後 0 時 30 分から午後 1 時までとし、午後 1 時から開始する。

3 使用できる猟銃の種類

- (1) 東城国際射撃場 散弾銃及び散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）
- (2) 甲山国際射撃場 散弾銃
- (3) 広島国際射撃場 散弾銃

4 講習の内容

科 目	講 習 事 項
猟銃の操作	(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い (2) 猟銃の点検 (3) 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い (4) 射撃の姿勢及び動作
猟銃の射撃	(1) 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃 (2) 散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

5 講習の注意事項

- (1) 講習で使用する銃は、受講者が所持許可を受けて所持する銃とする。
- (2) 散弾銃による射撃方式は、東城国際射撃場にあつてはスキート射撃、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつてはスキート射撃又はトラップ射撃とする。
- (3) 講習で使用する実包（散弾実包は、7 1/2 号以下のものに限る。）は、受講者があらかじめ用意すること。

6 受講手続

- (1) 受講を希望する者は、各講習の実施日の 10 日前までに、住所地を管轄する警察署に技能講習受講申込書を提出すること。
- (2) 申込書提出時に受講手数料（14,000 円）を納付すること。
- (3) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書、受講手数料は返還しない。
- (4) 定員は、東城国際射撃場にあつては散弾銃 6 名及び散弾銃以外の猟銃（ライフル銃等）6 名、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつては散弾銃 12 名程度とし、受講者は、原則として先着順で決定し、決定後技能講習通知書を交付する。
- (5) 悪天候等の理由により、開催を中止することがある。

7 講習に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話（082）228-0110（代）内線 3035～3037）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課